

佐那河内村定住支援住宅新築等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐那河内村に定住しようとする者を支援することを目的とし、佐那河内村定住支援住宅新築等補助金（以下「補助金」という。）について佐那河内村補助金交付規則（平成14年佐那河内村規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 佐那河内村に定住しようとする者とは、佐那河内村に既に定住している者又は定住しようとする者で、申請時の年齢が満50歳以下（夫婦の場合はどちらか一方で可）の者であり、本村を生活の本拠地として住所を有し、かつ、5年以上居住する意思がある者をいう。
- 2 定住とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する本村の住民基本台帳に記載され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する本村の外国人登録原票に同項に規定する永住者又は特別永住者として登録されることをいう。
- 3 村内業者の施工とは、村内に事業所を有する法人又は村内に住所を有する個人事業主が設計又は施工する場合をいう。
- 4 子どもとは、申請者の子であり、実績報告の時点において、村内の保育所・小・中学校に在籍している者若しくはしようとしている者をいう。
- 5 村税等とは地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する市町村税、使用料、保険料、負担金等、市区町村が個人から徴収すべきものをいう。

(補助事業の内容及び補助金の額等)

第3条 第1条に規定する補助金の種類、補助対象事業範囲及び補助要件、補助金額は次の表のとおりとし、申請者は次の各号のとおりとする。

種類	補助対象事業範囲及び補助要件	補助金額	
		補助率	限度額
住宅新築等補助金	台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅を新築又は中古住宅を取得し、申請者への建物登記が完了したとき。 (1) 延べ床面積50㎡以上280㎡未満の住宅の新築 (2) 中古住宅の取得(土地取得、改修含む)	3分の2以内	150万円

	(3) 併用住宅の新築又は取得の場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供していることとし、延べ床面積に占める居住部分の割合を乗じた額が補助対象		
住宅増改築補助金	婚姻等により新規世帯形成のため自己の居住の用に供し、村内に存する住宅の増改築で、対象となる工事費用が50万円以上。 (1) 経年劣化した住宅の改修工事 (2) 高気密、高断熱、高効率などの改修工事 (3) その他村長が認める工事	3分の2以内	100万円 (村内業者の施工に限る)
住宅用地取得補助金	自己の居住の用に供する住宅を新築するための住宅用地を取得し、申請者への所有権移転登記が完了したとき。 (1) 住宅用地取得後、1年以内に住宅の建築に着手すること (2) 住宅用地は原則として上記の申請対象となる住宅を建築・増築するために取得するものであること。	3分の1以内	50万円

(1) 補助金の額は、年度ごとの予算の範囲内とし、対象となる経費から算出した補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 この補助金は1世帯1回を対象とし、国・県・村等から交付される他の補助金等を受けられる場合は、他の補助金等を控除した額を補助基準額とする。

3 住宅新築等補助金については、村内の施工業者により住宅の新築・取得を行う場合は、補助限度額を50万円増額するものとする。

村内の施工業者が申請者と同一世帯の者又は三親等内の親族が契約者となる場合はその工事費から諸経費等の工賃を除き、補助対象額を原材料費のみとする。

4 住宅新築等補助金又は住宅増改築補助金の限度額については、子ども一人につき50万円を乗じ、150万円を限度に加算する。

5 住宅新築等補助金又は住宅増改築補助金において、着工が昭和56年5月31日以前にされた家屋(旧耐震)の購入、又は改修を行う場合は、空き家改修マニュアル及びデザインコードに配慮した改修等又は耐震補強を行うものとする。

6 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除外する。

(1) 補助金の申請者及び申請者と同一世帯の者が村税等の滞納者である場合

(2) 中古住宅の取得又は住宅用地取得について、三親等内の親族間の売買契約である場合。

(3) 佐那河内村移住定住支援に関する空き家改修等補助金の対象となる場合

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合

(5) その他、村長が適当でないと認めた場合

（補助金の交付申請及び添付書類）

第4条 第1条に規定する補助金等の交付を受けようとする者は、佐那河内村定住支援住宅新築等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、次の期間内に村長へ申請しなければならない。

(1) 住宅新築等補助金・住宅増改築補助金を受けようとする者の申請は、工事着工前
なお、本事業の完了が着工時期等のやむを得ない理由により事業年度を超える場合は継続申請書（なお、様式については各様式に枝番2号を付加。）を次年度当初に村長へ申請しなければならない。

(2) 住宅用地取得補助金を受けようとする者の申請は、売買契約前

住宅新築等補助金・住宅増改築補助金	住宅用地取得補助金
(1) 工事見積書又は契約書の写し	(1) 土地売買契約書の写し
(2) 設計書（平面図）	(2) 土地登記簿謄本の写し
(3) 住宅の写真（新築は建築箇所、増改築は増改築する箇所）	(3) 建築計画書
(4) 世帯全員の住民票	(4) 世帯全員の住民票
(5) 申請者及び同居者が村税等の滞納がないことの証明書	(5) 申請者及び同居者が村税等の滞納がないことの証明書
(6) 補助金申請に係る連帯保証人の印鑑証明	(6) 補助金申請に係る連帯保証人の印鑑証明

（連帯保証人）

第5条 連帯保証人は、この要綱の各条項を承認のうえ補助金の交付を受けた者と連帯して履行の責を負わなければならない。

（補助金の交付決定通知）

第6条 村長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、佐那河内村定住支援住宅新築等補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の決定に当たり条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第7条 前条の決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかについて変更しようとするとき、又は工事等を中止しようとするときは、あら

かじめ佐那河内村定住支援住宅新築等補助金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）にその内容が確認できる必要書類を添え村長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

- （1） 申請書の内容に関わること。
- （2） 第3条及び第4条に規定する補助金の交付の要件等に関わること。
- （3） 決定通知書の交付の条件に抵触すること。

2 村長は、前項の変更申請書を承認したときは、佐那河内村定住支援住宅新築等補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、改修等を完了した日から30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに、佐那河内村定住支援住宅新築等補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添えて村長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 村長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、佐那河内村定住支援住宅新築等補助金交付確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、佐那河内村定住支援住宅新築等補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

（義務）

第11条 第3条の規定により住宅の新築又は中古住宅の取得、住宅用地の取得を行った者は、3か月以内に所有権の登記を完了しなければならない。

（補助金交付者台帳の備付け）

第12条 村長は佐那河内村定住支援住宅新築等補助の状況を明らかにするため、補助金交付者台帳（様式第8号）を備えてその状況が明らかになるよう管理しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 村長は、交付決定者又は所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 第3条から第5条までに規定する補助金の交付の要件等を満たさなくなったとき。
- （3） 補助金の交付日から起算して5年以内に他人への貸与、売却、転居、転出又は取り壊し等の理由により居住しなくなったとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、佐那河内村定住支援住宅新築等補助金交付取消通知書（様式第 9 号。以下「取消通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 村長は、補助金がすでに交付されている場合、前条の規定により、補助金の全部又は一部の返還を決定したときは、期限を定め、佐那河内村定住支援住宅新築等補助金返還命令通知書（様式第 10 号）により、交付決定者若しくは所有者に通知し、速やかに返還に応じるものとする。

2 前項の規定による返還を求める補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

3 村長は、前項の取消通知書を受けた者（同一世帯の者も含む。）から再度、申請書の提出があったときは、受理しないことができるものとする。

（雑則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 14 条関係）

交付決定日からの経過年数	返還を求める金額（千円未満切捨て）
1 年未満	交付額の 100%
1 年以上 2 年未満	交付額の 80%
2 年以上 3 年未満	交付額の 60%
3 年以上 4 年未満	交付額の 40%
4 年以上 5 年未満	交付額の 20%